

一般社団法人日本クラシック音楽事業協会
令和4年度事業計画書

■ 法人の目的に適う事業（定款第4条第3項関係）

withコロナ対応として、クラシック音楽関係の統括団体（日本オーケストラ連盟、日本演奏連盟、他）を中心にクラシック音楽公演運営推進協議会の活動を継続し、以下の取り組みを実施する。

- (1) クラシック音楽公演のガイドラインを文化庁と連携し適切なタイミングで更新を行う。
- (2) イベント開催制限の発出に対し、関係省庁、地方団体等と連携し適切な要望を行う。
- (3) 水際対策の緩和要望を継続し、招聘公演の実施に向けた環境整備と国際交流活動を推進する。
- (4) コロナ禍により低迷したイベント消費喚起に向け、関係団体と連携し様々な要望を実施する。
- (5) 文化庁による統括団体のアートキャラバン事業に取り組み、会員と協力して全国で展開する。
- (6) その他、新型コロナウイルス感染症からクラシック音楽界を守る諸活動を推奨する。

■ 公益事業

1、クラシック音楽普及事業（定款第4条第1項関係）

クラシック音楽の普及と振興に向けて、以下の活動を実施する。

- (1) クラシック音楽ファンの増加、特に若年層やライト層を中心とした新たなる観客層の掘り起こしに向け、スマートフォンを活用したコンサート情報アプリ【チラシクラシック】を運営し、コンサート会場でのチラシと共に相乗効果による集客拡大を図る。〈継続事業〉
- (2) 協会の象徴的な普及活動としてクラシック・アワード（仮称）の創設に向けたワーキンググループを立ち上げ、事業化に向けた準備を行う。〈新規事業〉

2、音楽関連人材育成事業（定款第4条第1項関係）

クラシックコンサート界の人材育成と、音楽事業の推進発展のために下記の事業を行う。

- (1) 会員研修会及び経営懇談会の開催、必要に応じてシンポジウム等の実施。〈継続事業〉
- (2) withコロナ対策として音楽事業における契約条項の見直し、コロナ対策の検討や不可抗力の精査等を踏まえ、協会としての契約フォーマットの見直しを行う。〈新規事業〉

3、アーティスト連携事業（定款第4条第1項関係）〈継続事業〉

全国の公共ホールや教育機関等にアーティストの派遣を行い、アウトリーチやワークショップと連携したコンサート活動を推進し、地域における文化芸術活動の振興を図る。

- (1) 地域創造の実施する公共ホール音楽活性化関連事業に制作協力する。
- (2) 関連団体や教育機関との連携協力事業。

4、情報収集発信事業（定款第4条第1項関係）

音楽事業発展のために必要な調査研究を行い、業界・楽壇・音楽教育界等に情報提供や提言

を行い音楽文化の発展に寄与する活動を行う。

- (1) クラシック音楽事業ガイドの発刊（隔年）と広報誌（季刊）の発刊〈継続事業〉
- (2) 新型コロナウイルス感染症からの回復調査を踏まえ、従来からの課題でもあったクラシックコンサート市場調査を実施し、業界の基礎データを収集活用し、クラシックコンサート産業の理解促進と社会的認知の向上を計る。〈継続事業〉

5、音楽文化振興事業（定款第4条第2項関係）〈継続事業〉

音楽文化産業発展のための諸制度の整備及び提言を行う。

- (1) 文化芸術推進フォーラム（文化芸術振興議員連盟と共同で文化行政へ提言）への参画。
- (2) 日本音楽芸術マネジメント学会（人材育成に向けた产学連携の推進）との連携。

6、国際交流事業（定款第4条第2項関係）〈継続事業〉

国際交流により、我が国の音楽文化の発信及び相互の質的向上を図ることを目的とする活動を行う。

- (1) F A C P〔アジア文化芸術交流促進連盟〕の年次総会の開催に協力する。
- (2) 欧米の関連団体〔国際アーティストマネジメント協会〕との交流を推進する。

7、企業イベント制作事業（定款第4条第3項関係）〈継続事業〉

会員及び関係団体の事業拡大及び社会貢献のために以下の事業を実施する。

- (1) 宝くじ文化事業
- (2) その他依頼事業